

高等部 1 年生保護者各位

延岡学園高等学校
尚学館高等部
校長 佐藤 則夫

就学支援金（新制度）の申請について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、「高等学校等就学支援金」の受給申請受け付けを下記のとおり行います。就学支援金の認定および支給額の算定は、「保護者全員の市町村民税の所得割額（年額）の合計」により行われるため、受給申請するすべての方に「受給資格認定申請書」および「保護者全員分の平成 29 年度 市町村民税 所得割がわかる証明書」を提出していただきます。支給要件および支給額は下記（裏面）のとおりになっております。

つきましては、下記要領により関係書類を提出してください。

なお、4 月分から就学支援金の支給額決定までの期間の授業料等校納金は、申請状況にかかわらず、当面、尚学館中学校・高等部における通常の授業料等校納金の額を銀行口座から振り替えさせていただきます。（特待生を除きます。）就学支援金の支給額決定後に、口座振替金額の変更、および差額返金を行いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、今後は、平成 30 年度の道府県民税・市町村民税の額が決定される 6 月に、今回と同様の申請手続き、または必要書類の提出により、就学支援金の認定および支給額の見直し手続きを行い、7 月から翌年 6 月までの支給額が決定されることとなります。以降、毎年 6 月に見直しを行います。その都度、ご案内させていただきます。

なお、平成 30 年度 6 月の申請分からは、支給要件となる対象税目、金額が「7. 次回申請時の支給要件」のとおり変更になります。

この他、支給要件等の詳細につきましては、本校ホームページに「文部科学省ホームページへのリンク」を貼らせていただきますので、どうぞご確認ください。

記

1. 配付物
 - 受給資格認定申請書・・・提出用（下の提出要領①に該当の場合）
 - （別紙）高等学校就学支援金について（両面印刷の片面）
 - 記入要領（両面印刷の片面）
 - 不受給申出書・・・提出用（下の提出要領②に該当の場合）
 - 配付・提出用封筒（長3サイズ）
2. 提出要領
 - ①、②いずれかの要領で書類を提出してください。（提出用封筒を使用のこと。）
 - ① 支給要件に該当し、受給申請する場合は、次の書類を提出してください。
 - ・「受給資格認定申請書」
 - ・保護者全員分の平成 29 年度 市町村民税 所得割額がわかる証明書
（下記「6. 提出証明書について」を参照のこと。）
 - ② 所得制限にかかる、希望により申請しない等、就学支援金の申請自体を行わない場合は、「不受給申出書」等を提出してください。
3. 提出期限 校内締切を平成 30 年 4 月 18 日（水）とします。
※なるべく早めに提出願います。

（裏面につづきます。）

4. 提出方法 専用の提出用封筒に関係書類を入れて、中学事務室の納入金提出BOX または上田まで提出してください。

5. 支給要件および支給額

保護者等の市町村民税所得割額の合計	支給限度額等	支給額 (高等部の場合)
304,200 円以上	所得制限	0 円
154,500 円以上 304,200 円未満	通常の見給限度額	9,900 円
51,300 円以上 154,500 円未満	通常の見給限度額の 1.5 倍	14,850 円
1 円以上 51,300 円未満	通常の見給限度額の 2.0 倍	19,800 円
0 円 (非課税)	通常の見給限度額の 2.5 倍	23,000 円※

※制度上の支給限度額は 24,750 円ですが、尚学館高等部の授業料が 23,000 円であるため。

6. 提出証明書について

就学支援金の申請で提出をお願いしている証明書等は、

- ①平成 29 年度 市町村民税の「所得割額 (年額)」が記載されていること。
- ②保護者全員分がそろっていること。
- ③直近 3 か月以内に発行された証明書等であること。

以上の条件を満たしていれば結構です。役所の交付窓口にてお伝えください。
(所得、収入金額等の記載については、省略可能です。)

参考) 市町村民税の表示形式

※自治体によっては、配置が異なる場合があります。

市 (町村) 民税		県民税	
所得割	均等割	所得割	均等割
〇〇〇〇円	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円



この金額が必要です。

7. 次回申請時の支給要件等

就学支援金の基準額	(現行)	→	(改正後)
	市町村民税所得割額		道府県民税・市町村民税所得割の合算額
所得制限	304,200円	→	507,000円
1.5倍加算	154,500円	→	257,500円
2倍加算	51,300円	→	85,500円
2.5倍加算	非課税	→	非課税

8. お問い合わせ 尚学館中高事務 就学支援金担当 上田 (電話 0982-21-1168)